



宮崎労働局発表
令和元年8月9日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

室長 大野 一喜

室長補佐 森 久美

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8836

令和元年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会(会長 松岡優子)は、8月8日付けで宮崎労働局長(大津 英喜)に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額762円から28円引上げとなる「時間額790円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和元年7月8日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月8日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額762円」について、28円引上げ、「時間額790円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申いたしました。

当該答申は、宮崎地方最低賃金審議会において、7月31日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し答申された引上げ額の目安(宮崎県の場合26円)を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

なお、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬(最短で10月4日)に発効される見込みです。

【参考；宮崎県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
最低賃金額	677円	693円	714円	737円	762円	790円
対前年度上昇率	1.96%	2.36%	3.03%	3.22%	3.39%	3.67%
対前年度上昇額	13円	16円	21円	23円	25円	28円